

お知らせ 各種相談

東成区将来ビジョン(案)についてご意見をお寄せください

4月に東成区将来ビジョンを改訂するにあたり、皆さんからのご意見を募集します。暮らしやすいまち東成区の未来に向けて様々なご意見をお聞かせください。区役所ホームページまたは区役所に設置しています資料をご覧ください、ご意見募集用紙をご提出ください。

受付期間 2月1日(火)～2月28日(月)

提出方法 いずれかの方法で問合せ先まで

①郵送 ②FAX ③電子メール ④持参

問合せ 総務課総合企画担当 3階31番窓口

☎ 6977-9018 FAX 6972-2732

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における申請勧奨通知の発送

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課

☎ 4790-2031

「障がい者控除対象者認定書」発行のご案内

身体障がい者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、認知症や老化などにより「ねたきり高齢者」や「障がい者に準ずる方」と認められる場合、申請により「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。(介護認定の日常生活自立度や医師の診断書等により判定し、毎年12月31日現在の状況で判断します)市府民税や所得税が課税の方が、申告を提出される際に添付すれば、控除(障がい者控除)が受けられます。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

介護サービス利用料などの医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担分は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。(「領収書」が必要です。)なお、おむつ代の医療費控除を受けるには、領収書とともに医師が発行した証明書が必要です。ただし、要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる確認書を交付できる場合がありますので、下記へお問合せください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

個人市・府民税の申告受付が始まります

感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

申告方法・受付期間

①市税事務所あて送付による申告

受付中(3月15日(火)まで)

②大阪市行政オンラインシステムによる申告

受付中(3月15日(火)まで)

●令和3年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)

●令和3年中に収入がない方



申告のお知らせ

③窓口での申告(土・日・祝休日を除く)

【注意】受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

●市税事務所窓口:なんば市税事務所

2月4日(金)～3月15日(火)

(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))

●区役所臨時申告会場:区役所 地下102・103会議室

2月16日(水)～3月15日(火)

(平日9:00～11:30 13:00～16:00)

問合せ なんば市税事務所 個人市民税担当

☎ 4397-2953

(平日9:00～17:30、金曜日9:00～19:00)

確定申告会場(梅田スカイビル)で市税の口座振替申込を受け付けます

梅田スカイビルの確定申告会場に市税の口座振替申込受付ブースを設置します。キャッシュカード(磁気ストライプ付きに限る)があれば印鑑不要でその場で簡単に申込みが完了します。納付忘れを防止するためにもぜひこの機会にお申し込みください。

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日・祝休日を除く。ただし、2月20日(日)・2月27日(日)は、受け付けを行います。)

※一部お取り扱いできない金融機関がございますので、事前にお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所

管理担当 ☎ 4397-2948

収納対策担当 ☎ 4397-2949

(平日9:00～17:30、金曜日9:00～19:00)

令和3年分確定申告

確定申告期間の申告会場は東成税務署内には開設していません。ご注意ください!

■申告会場

梅田スカイビル タワーウエスト10階

(北区大淀中1-1-30)

※会場専用の駐車場・駐輪場はありません。

公共交通機関をご利用ください!

■受付期間

2月16日(水)～3月15日(火)

9:15～16:00

※(土・日・祝日除く。ただし2月20日(日)、27日(日)は受付を行います)

※混雑状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。

■ご来場を検討されている方へのお願い

密を避ける



☑ご自宅からスマートフォン・パソコンで申告できます。

☑作成手順は国税庁の動画サイトでチェックできます。

密を作らない



☑確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。

☑整理券は会場で当日配布。LINEから事前発行もしています。

■納税は簡単・便利なキャッシュレスで!

自宅やオフィスで、パソコン・スマートフォンから納付ができます。



問合せ 東成税務署 ☎ 6972-1331



東成区役所での各種無料相談(2月1日～3月10日)

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

対 象 大阪市民の方

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	2月 3日、10日、17日、24日 3月 3日、10日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 24人	2月 27日(日) ※2月27日の相談会は定員を増員して開催します。	9:30～12:30 13:00～16:00 事前予約 区役所3階総務課または電話で予約受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	2月 18日(金) 13:00～15:00	事前予約 2月10日(木)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	2月 2日(水) 3月 2日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーへ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	2月 25日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	2月 16日(水) 13:00～16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 ☎6977-9126
専門相談員による人権相談	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月～金 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:30 人権相談 メールフォーム
花と緑の相談	※中止となりました。	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 真田山公園事務所 ☎6761-1770
障がいのいろいろ相談会	2月 18日(金) 13:00～15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 ☎6977-9857

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。